

〔事案 28-34〕 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 5 日 和解成立

＜事案の概要＞

募集人による契約時の説明が不十分であったこと等を理由として、既払込保険料と解約返戻金との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 12 月に契約した変額終身保険について、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 契約時に、一定期間経てば儲かるとの説明を受けたが、具体的な内容は理解できず、また健康診断がなかったため、投資だと思っていた。
- (2) 本件契約の満期の説明がなく、満期が 20 年後であることを知っていれば、契約をしなかった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、複数日にわたり、申立人に対して、十分な説明を行い、申立人が理解していることを確認したうえで、本件契約の取り扱いをしている。
- (2) 募集人は、契約日の翌日にも申立人に対して再度の説明をしており、確認の機会を設けている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が一定期間経てば儲かると説明したとは認められず、また既払込保険料と解約返戻金の差額の返還を認めることはできないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人の本件契約の申込み当時の年齢は 78 歳であり、募集代理店の内規では、高齢者に対する募集について、以下のいずれかの方法等をとることが定められていたが、いずれの方法もとられた事実を認めることはできない。
 - ① 高齢者の家族の同席を求める。
 - ② 家族の同席ができない場合には、契約締結前までに高齢者本人から家族に連絡を取り、保険会社から家族に電話をすることに了承を得た上で、保険会社が家族に電話をする。
 - ③ 家族の同席も、家族への電話もできない場合には、募集人の上席者が立ち会って、募集人の説明を高齢者が理解していることを確認する。
 - ④ 上席者の立会いもできなかった場合には、保険契約申込の受付後に、高齢者に保険契約の申込みが意向確認書のとおりであるかを確認する。

- (2) 高齢者が契約内容等を理解するための十分な時間を確保することが必要であり、複数回の面談による説明を原則とすべきであるにもかかわらず、募集人が申立人の自宅を訪問し、本件契約の説明及び勧誘を行った後、翌日には本件契約の契約に至っている。形式的には、複数回の面談をしているといえるが、十分な考慮期間がとられたとは言えない。
- (3) 本件契約は、外貨建ての比較的複雑な内容の商品であり、申立人の金融商品に関する知識・経験及び資産の状況から、このような商品に対する適合性があったか疑問がある。